





## 1 大牟田市障害者計画推進委員会

(1) 大牟田市障害者計画推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第5項において 準用する同条第3項の規定に基づき、同条第4項の規定により本市に設置する大 年田市障害者計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必 要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

- 第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
  - 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
    - (1) 学識経験を有する者
    - (2) 福祉、医療若しくは経済に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者
    - (3) 公募による市民
    - (4) 関係行政機関の職員
    - (5) 大牟田特別支援学校の校長又は教諭

#### (委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 2 委員は、再任されることができる。
  - 3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき、又は特に 必要があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

#### (委員長及び帰属委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
  - 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
  - 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その 意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

#### (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



## (2) 大牟田市障害者計画推進委員会名簿

	区分	氏 名	所属団体等	
委員長	医療機関	蓮 澤 浩 明	大牟田医師会 (前々会長)	
副委員長	学識経験者	轟 木 健 市	帝京大学福岡医療技術学部 (講師)	
		内田 勉	大牟田市社会福祉協議会 (参事)	
		永吉弘惠	大牟田市民生委員・児童委員協議会 ( <u>監査</u> )	
		叶 義文	大牟田市障害者協議会 (理事長)	
		増 田 佳 子	大牟田市障害者協議会 (知的障害児者と保護者・家族の会会長)	
	福祉	古賀敬之	大牟田市障害者協議会 (障害者生活支援センター ハーツ所長)	
		小島弘己	大牟田市障害者協議会 (障害者就業・生活支援センターほっとかん センター長)	
委員			大場和正	大牟田市障害者協議会 (大牟田市身体障害者福祉協会連合会会長)
		杉野有美子	大牟田市ボランティア連絡協議会 (会長)	
	その他団体	井上照明	大牟田商工会議所 (専務理事)	
	<b>本 P 小 芦</b>	堺 扶二子		
	市民公募	前田カズ子		
	行 政機関	堤 嘉彦	大牟田公共職業安定所 (統括職業指導官)	
	[大]以[大]	寺 本 健 彦	大牟田特別支援学校 (教諭)	
		15名		



## 2 大牟田市障害者計画庁内委員会

(1) 大牟田市障害者計画庁内委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 大牟田市障害者計画(以下「計画」という。)の策定及び推進のため、大牟田市障害者計画庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 計画の策定及び推進に関する庁内の連携及び調整に関すること。
  - (2) その他計画の策定及び推進に関し必要な事項。

#### (組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員20人以内をもって組織する。
  - 2 委員長には、保健福祉部調整監をもって充てる。
  - 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (会議)

- 第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
  - 2 委員長が認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (事務局)

第5条 委員会の業務に関する事務を処理させるため、保健福祉部福祉課に事務局を置く。

#### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会で協議の上、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



## (2) 大牟田市障害者計画庁内委員会名簿

	区分	職名	氏 名
1	委員長	保健福祉部 調整監	甲斐田みゆき
2		保健福祉部、保健所長	佐藤 敏 行
3		企画総務部 総合政策課長	中島敏信
4		市民協働部(地域コミュニティ推進課長)	中村珠美
5		市民協働部の人権・同和・男女共同参画課長	山 形 秀 昭
6	<b>委員</b>	都市整備部 建築指導課長	青木邦敏
7	女 只	都市整備部 防災対策室長	猿渡隆弘
8		保健福祉部 保健福祉総務課 地域福祉推進室長	岩成寿美
9		保健福祉部 長寿社会推進課長	井 上 泰 人
10		保健福祉部 児童家庭課長	桑原正彦
11		教育委員会事務局 学校教育課指導室長	新木勝憲



# 3 計画策定の経過

## (1) 大牟田市障害者計画推進委員会

開催日	内容
平成26年5月8日(木)	第1回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) 大牟田市障害者計画の策定について (2) ニーズ調査の実施について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
平成26年8月1日(金)	第2回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1)大牟田市障害福祉計画(第3期)の総括について (2)ニーズ調査の実施について (3)その他
平成26年10月14日(火)	第3回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) ニーズ調査の結果について (2) 大牟田市障害者計画素案について (3) その他
平成26年11月10日(月)	第4回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) 大牟田市障害者計画(案) について (2) 第4期大牟田市障害福祉計画(案) について (3) パブリックコメントの実施について (4) その他
平成26年12月22日(月)	第5回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1)第4期大牟田市障害福祉計画(案)について (2)その他
平成27年2月6日(金)	第6回 大牟田市障害者計画推進委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 大牟田市障害者計画(平成27年度~31年度)(最終案) について (3) その他



## (2) 大牟田市障害者計画庁内委員会

開催日	内容
平成26年7月22日(火)	第1回 大牟田市障害者計画庁内委員会 (1) 次期大牟田市障害者計画の策定について (2) 大牟田市障害者計画(平成18年度~25年度)の総括について (3) ニーズ調査の実施について (4) その他
平成26年10月6日(月)	第2回 大牟田市障害者計画庁内委員会 (1) ニーズ調査の結果について (2) 大牟田市障害者計画素案について (3) その他
平成26年11月4日(火)	第3回 大牟田市障害者計画庁内委員会 (1) 大牟田市障害者計画(案) について (2) パブリックコメントの実施について (3) その他
平成27年1月30日(金)	第4回 大牟田市障害者計画庁内委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 大牟田市障害者計画(平成27年度~31年度)(最終案) について (3) その他



## 4 大牟田市障害者計画(平成27年度~31年度)(案)についての パブリックコメント(意見募集)結果

「大牟田市障害者計画 (平成 27 年度~31 年度) (案)」についてのパブリックコメント (意見募集) を行いました。

お寄せいただいた 117 件のご意見については、大牟田市障害者計画(平成 27 年度~31 年度)に反映させるもの、本計画の推進に当たっての参考意見とするもの、その他の意見・要望等として今後の参考とさせていただくもの、とに分類・集約させていただきました。 提出された意見の概要と、意見に対する対応や市の考え方は、以下のとおりです。

#### (1)「大牟田市障害者計画(平成27年度~31年度)」に反映させたもの

①「第3章 計画の基本的な考え方」及び「第4章 主要施策」に関するもの

ページ	項	B	意見の概要	市の考え方
21	9 行政	マサービ	「市職員等の障害者理解の促進	本計画中に、「市職員等の障害者
49	ス等にな	づける配	に努める」はなぜ、理解の促進に	理解の促進に努める」と「市職員
	慮		努めるという文言なのか。	等の障害者理解の促進を図る」の
			「努める」という文言は通常、	表現があるため、ご意見も踏まえ、
			努力義務に過ぎない場合に用いる	「市職員等の障害者理解の促進を
			表現であり、市としてはする気が	図る」に統一します。
			ないという印象を受けるので、「図	
			る」というような断定の用語にす	
			べきではないか。	

#### ②「第5章 重点事業と主な事業」に関するもの

ページ	項目	意見の概要	市の考え方
53	基本方針 1	障害児・者の理解を深めるため	障害児・者の置かれた現状を正
	差別の解消及び	に、市内の障害児・者団体との交	しく理解するためにも、関係する
	権利擁護の推進	流を年1回実施することを計画に	団体の方々との意見交換の機会は
		入れてください。	重要であると認識しており、現在
	2. 人権・権利を		も、障害者団体との意見交換等を
	擁護するための		行っているところです。
	仕組みづくり		このため、「◆障害者団体との
			意見交換や交流などの実施 障害
			児・者の理解を深めるために、障
			害者団体との意見交換や交流など
			を、年1回以上、実施します。(福
			祉課)」を追加します。



74	基本方針9	選挙における配慮の項目が、投	ご意見を踏まえ、「移動に困難
	行政サービス等	票所の段差解消等の環境向上のみ	を抱える障害者に配慮した投票所
	における配慮	書かれていますが、全ての障害が	のバリアフリー化、2階に設置し
		ある人へ配慮していただけるよ	ている投票所の見直し、障害者の
	2. 選挙における	う、お願いします(例えば、知的	利用に配慮した投票設備、イラス
	配慮	に障害がある人には指さしボード	トボードの活用による投票補助
		等の活用他、人的支援)。	等、投票所における投票環境の更
			なる向上に努めます。」に修正し
			ます。

## (2)計画の推進にあたり参考意見とするもの

①「第2章 障害者の現況」に関するもの

ページ	項目	意見の概要	市の考え方
ページ 12	項 目 1 障害者の現 況(平成23年 度~25年度) (6)大牟田特別 支援学校(高等 部)における卒	意見の概要 特別支援学校の年13、14人の 進路しか書かれていません。 支援学級の子の進路、就学先や 就学後の調査内容が載っていません。 それらの進路状況のまとめがな	市の考え方 特別支援学級に在籍する生徒の 進路は、保護者が学校等と相談をし ながら対応しており、その結果は教 育委員会も報告を受けています。 (5) は、就学の状況としての 視点から、大牟田特別支援学校の
	業時の進路状況	く、まとめられる部署などが本市 ではないのでは、安心して進路相 談できない状況を書いてほしい。	児童・生徒数の推移と特別支援学級に通う児童・生徒数の推移を記載したものです。 (6)は、特別支援教育の修了時における進路という視点で、大牟田特別支援学校(高等部)における卒業時の進路状況を記載しているものです。

## ②「第3章 計画の基本的な考え方」に関するもの

ページ	項目	意見の概要	市の考え方
18	1 基本理念	親亡き後のことで不安がありま	いただいたご意見も参考に、全
	(2)基本理念と	す。	ての障害者が安心して暮らせるよ
	基本目標	言葉で伝えられない人、話せて	う、基本理念と基本計画に基づき、
		も伝えられない人、いろいろな人	計画を着実に推進していきます。
		達がいますが、そのような人達が、	
		代わりに伝える人がいなくなった	
		後、どのように相談やサービスを	
		使っていくとお考えですか。	
		書かれてあるように、全ての障	
		害者が安心して暮らせるよう、つ	
		ながりも含めて考えてもらえるよ	
		うにお願いします。	



## ③「第4章 主要施策」に関するもの

ページ	項目	意見の概要	市の考え方
35	4 教育の充実、 スポーツ・文化 芸術活動の振興 3. 余暇活動や社 会活動	グラフに、今後したい活動が、「特に何もしていない、特にない」が半数なのを見ても、障害児・者が、本市ではほとんど家で閉じ込められて、外出やしたいことがないということが表れていると思います。  閉じ込められた現状を認識してはいかがでしょうか。	余暇活動や社会活動は、「特に何もしていない、特にない」の意見が一番多い結果となっております。そのため、主要施策で「障害者がさまざまなスポーツや文化活動参加できるよう活動機会の拡大を図ること」としております。
49	9 行政サービ ス等における配 慮	「市職員等の障害者理解の促進 に努めるとともに」という記載に ついて、市職員等の「等」とは具 体的に誰を指すのか。	正規職員以外の、臨時職員や嘱 託員など市行政内部で働く全ての 人を指します。

## ④「第5章 重点事業と主な事業」に関するもの

		- 工体事未」に対する(00)	
ページ	項目	意見の概要	市の考え方
51	基本方針 1 差	重度の知的障害のある息子と二	現在、本市には3か所の相談支
	別の解消及び権	人暮らしです。	援事業所があり、相談支援事業と
	利擁護の推進	昨年、私が入院、手術を体験し	して、障害者や障害児の保護者等
	2. 人権・権利を	た際に、身寄りや保証人がなく不	からの相談に応じ必要な情報の提
	擁護するための	安な思いをしました。	供及び助言、障害福祉サービスの
	仕組みづくり	ぜひ、新たに障害者家族、片親	利用支援等の必要な支援を行って
		家族等への支援体制というものを	おります。この事業の周知も含め、
		取り入れていただきますよう、よ	相談支援体制の充実を図ります。
		ろしくお願いいたします。	
54	基本方針2 生	障害児・者がいる保護者等は、	相談支援事業は相談支援事業者
	活支援のための	相談に出かけるまでが、まず一苦	に委託し、必要に応じて戸別訪問
	環境づくり	労です。	を行っています。今後も、障害者
	1. 相談支援体制	行政の方から、是非、出向いて	や障害児の保護者等の相談希望に
	の充実	来ていただきたいと思います。	添えるよう、相談支援事業者、サ
		施設毎に丹念に巡回するのもい	ービス提供事業者、医療機関等と
		いし、健診後の家庭訪問等もある	の連絡調整を行うなど、相談支援
		でしょう。	体制の充実を図ります。
		その立場に沿って寄り添い、耳	
		を傾け、工夫を凝らしていただき	
		たいです。	



54	基本方針2	「小規模多機能型居宅介護事業	基準該当障害福祉サービスとし
	生活支援のため	所等を障害者が利用し」とありま	て利用できる小規模多機能型居宅
	の環境づくり	すが、一度、障害者を招待される	介護事業所等は、人員配置基準や、
		イベントがあり参加しましたが、	障害福祉サービス事業所などから
	2. 生活を支援す	老人と障害者が一緒に過ごすこと	必要な技術的助言を受ける等の、
	るサービスの充	は根本的に無理だと感じました。	一定の基準を満たした施設です。
	実	中・軽度の知的障害児・者は、	小規模多機能型居宅介護事業者は
		ほとんどの人が家庭での生活がで	2事業者があり、現在、利用者も
		きますが、最重度の人は常時見守	おられます。
		りが必要です。	いただいたご意見は、今後の参
		小規模多機能型居宅介護事業所	考とさせていただきます。
		等で、常時見守り、直接支援がで	
		きますか。それに対応する職員数	
		はいますか。 (2件)	
		ボランティアセンター運営事	いただいたご意見を参考に、障
		業、登録派遣事業について、ボラ	害者団体等と連携し事業の充実に
		ンティアの方々がいらっしゃるこ	努めていくとともに、発達障害が
		と、これは大牟田の未来に光が指	ある人やその家族に対する支援の
		していると思います。	充実を図っていきます。
		ボランティアの研修に、発達障	
		害がある人達への具体的な関わり	
		方や工夫の仕方を加えていただき	
EE	-	たい。	ハただいたご辛日を全老に 利
55		移動支援事業は、長時間の利用   や土曜日、日曜日が利用しにくい	いただいたご意見を参考に、利用者によってより自い発動すば恵
		ため、関係事業所へ(改善を)働	用者にとってより良い移動支援事     業となるよう、取組を進めていき
		さかけてください。	ます。
		同行援護事業について、「視覚	
		障害児・者に対して」とあります	者については、移動支援事業を実
		が、知的障害者の余暇活動の充実	
		を図ること等を目的として、知的	
		障害者を対象とした同行援護事業	
		もあれば良いと思います。	
56	1	ふれあいサロン事業ですが、高	お尋ねの「障害者」には当然、
		齢者や大人はありますが、障害児	知的障害者も含まれています。
		のサロンと、その親のサロンがな	いただいたご意見を参考に、ふ
		いので、充実してください。	れあいサロン事業を推進していき
		また、「地域住民が気軽に集え	ます。
		る場をつくり、障害者などのひき	
		こもり防止や生きがいづくり」と	
		ありますが、知的障害者は含まれ	
		ているのでしょうか。 (2件)	



56		グループホーム、福祉ホームで	すべての障害者がグループホー
		は、重度の知的障害がある場合等	ム、福祉ホームに入所するという
		は不安定になることも多く、夜間	考え方ではなく、地域移行が可能
			な人が対象と考えています。
		の勤務者が必要だと思いますが、	な人が対象と与えていまり。
		夜勤の職員の配置は考えておられ	
		るのでしょうか。目標となる数値	
		を計画に組み込んでください。夜	
		間、職員がいないグループホーム	
		や高齢者多機能事業所では、無理	
		があると思います。 (3件)	
58	基本方針2	親亡き後、身寄りがない等、重	親亡き後や身寄りがない障害者
	生活支援のため	い障害者の介護付入所施設の拡充	が、安心して生活できるよう施設
	の環境づくり	を入れてください。高齢になった	の入所も含めて支援していきま
		障害者も安心して生活していける	す。
	4. 重度障害児・	ような場を作っていただけるよう	
	者への支援	よろしくお願いします。(16件)	
	□ □ 10/2/3反		一 一
		大牟田には、他市の短期入所が	ご意見の通り、障害者が安心し
		できる施設に比べると、建物も古	て地域で生活できるよう、短期入
		く、安心して預けられる場所が少	所事業の充実に努めます。
		ないと思います。	
		また、受け入れも少ないので、	
		急にお願いしたい時などに定員の	
		関係で無理なことも多いので、市	
		内で安心してお願いできる短期入	
		所ができる施設の充実をお願いい	
		たします。	
	基本方針 2	情報提供については、利用頻度	ご意見は今後の事業の推進にあ
	生活支援のため	が高い福祉サービスや重要性の高	たっての参考とさせていただきま
	の環境づくり	い制度等を中心に、保護者や介護	す。
	5.情報提供の充	者を対象とした説明会や講習会を	
	実とサービスの	開催し、利用可能な制度の概要や	
	質の向上	利用の仕方を具体的に説明するな	
	員の利引工		
		ど、より多くの方への積極的な情	
		報提供を望みます。	
		障害者福祉のしおりについて	障害者福祉のしおりは福祉課の
		は、様々な障害や年代の方への説	窓口のほか、地区公民館などの公
		明が1冊になっているので、少な	共施設でも配布しています。
		くとも子供や未成年を対象とした	ご意見を参考に、様々な年代の
		ものと、成人以降の方を対象とし	方でも分かりやすい障害者福祉の
		たしおりがあれば、よりわかりや	しおりの作成に努めていきます。
1			000.707 FIXICESSO CV ICO 9.
		すいのではないでしょうか。	
		また、障害者福祉のしおりの配	
		付方法については、どのような方	
		法がとられているのでしょうか。	
		大変役に立つものだと思うの	
		一で、多くの方が利用できればよい	
		と思います。	
	L		



58		障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所が障害児・者に知られ、利用されてないのを見てもわかるように、情報提供のルートが本市では確立していません。また、障害児・者から発信したいものを発信するルートがなく、行政と当事者との連携がうまくいっていないので、情報ルートの確立を盛り込んでください。	相談支援事業所等が認知され利用していただくことで、双方向からの情報発信がより良いものになると考えられますことから、多くの方に知っていただくよう、わかりやすい情報提供に努めます。
59	基本方針3 保健・医療サービスの充実 1. 障害の早期発見	到幼児検診等で、何か気になることを指摘された後には、相談と合わせて、早期療育が行える体制を整えていただきたいと思います。  残念なことに、特に発達障害が疑われる場合には、市内に適切な療育機関が少ない現状があります。  熊本、柳川、佐賀と、市外へ療育に行かなくてもいいよう、発達障害に合った療育を受けられる体制をお願いします。  サポートノートはほとんど周知	乳幼児健診等の結果から、発達の遅れなどが考えられる場合は、専門医師による診察相談や専門職による指導や助言、療育機関の紹介を行っています。 ご指摘のとおり、市内には療育機関が少なく、市外へ出向いておられる方も多いと認識しています。 ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
		されてなく、利用できる所があまりありません。 内容を、学校や施設、医療など、それぞれの必要な情報を分ける等の改善や見直しが必要ではないでしょうか。 今のままでは、せっかくのサポートノートが使える場所がありません。 障害児全員に配られているわけじゃないようですが、それはなぜでしょう。(2件)	りかられている。 とする子どもの特性や接し方について保護者が記入し、支援者に提示することで、子どもの情報を伝えたり、子どもの成長記録として、ご利用いただいています。 ファイル形式で項目ごとにページが分かれているので、その時々で必要な部分を使用することができます。 今後もサポートノートが効果的に活者への周知に努めていきます。 また、サポートノートは、子どもに関する情報を支援者に伝える手段のひとつであり、全員が必要とされるものではないため、希望される方に配布しているものです。



60		精神障害者の中には、ASD(自	障害に関する啓発の中で参考と
		閉症スペクトラム障害)の方もい	させていただきます。
		るので、ASDに対する理解も深	
		めていただきたいと思います。	
61	基本方針3	知的障害児・者が急な病気にな	発達障害等があり支援を必要と
	保健・医療サー	り、かかりつけではない市内の医	する子どもの保護者に記入してい
	ビスの充実	療機関にかかる際にも、診療、診	ただく「サポートノート」や健康
	3. 総合的な医療	断、治療がスムーズに行われ、適	診査等の記録を記入する「健康手
	施策・リハビリ	切な支援が受けられるよう、障害	帳」などに伝えたい情報を記載し、
	テーションの充	の特性や性格、健康状態、対応等	医療機関で処方された薬の情報と
	実	を記載した「医療支援手帳」の作	服薬履歴を管理する「お薬手帳」
		成をお願いします。	と併用して提示されることも手立
		それを活用することで、障害の	てのひとつと考えます。
		特性や病歴について、どの病院で	また、「知的障がい児・者医療
		も理解しやすく、本人も支援者も	支援プロジェクト」でも、知的障
		短時間で説明が可能となります。	害児・者の医療受診の仕組みづく
		また、医療機関に専門の窓口を	りに取り組んでいます。
		つくり、知的障害児・者が落ちつ	いただいたご意見は、今後の参
		いて受診できるような取り組みを	考とさせていただきます。
		してほしい。(14件)	
63	基本方針 4	現在、自閉症や知的障害の支援	本市におきましては、大牟田特
	教育の充実、ス	教育は、全国でいろいろな研究が	別支援学校で自閉症や様々な障害
	ポーツ・文化芸	進められ、多くの支援教育の成功	に応じた指導等について研究し、
	術活動の振興	例がありますが、TEACCH プロ	児童生徒の実態に応じた指導を行
	2. 早期療育の充	グラムや PECS (絵カード交換式	っています。また、特別支援教育
	実	コミュニケーションシステム)、	研修会等を開催し、特別支援教育
		ABA(応用行動分析)等、子供達	に関する専門性を高め、障害に応
		の将来のためになる新しい勉強法	じたより適切な指導を図るように
		を大牟田では受けられないのは残	しています。
		念に思います。	各学校では、学習指導要領の趣旨
		平成 28 年施行の障害者差別解	に基づき、一人ひとりの障害に応じ
		消法に基づき、個人の障害特性に	た「個別の指導計画」と「個別の支
		応じて、それらを取り入れていく	援計画」を作成し、個に応じたきめ
		ことが、障害のある児童・生徒へ	細やかな指導を行っています。
		の合理的配慮だと思います。	保育園や幼稚園から小学校への
		また、佐賀県では、県費で保育	移行支援については、福岡県が作
		者のASDに対する研修を行い、	成している「就学サポートノート」
		保育園(幼稚園)→小学校への移	の引き継ぎシート等を利用して行
		行支援を適切に行っています。そ	われています。
		のような体制づくりを望みます。	ASDは生物学的要因によりおこ
		(2件)	るもので、しつけや環境が原因で
			はないことや、ASDの特性を多
			くの人が理解できるような研修の
			場も必要と考えております。



64 基本方針4 学童保育の利用の際に、障害児 学童保育所(クラブ)の利用希 教育の充実、ス 望が定員を超える場合は、学年や の入所優先度が高いことを明記し ポーツ・文化芸 てほしい。 障害の有無等による優先的な入所 術活動の振興 人数オーバーで、3年生でも入 選定に配慮した学童保育所等入所 3. 幼児期等にお 承認要綱に基づき、市若しくは指 られなかったり、6年生まで希望 ける共に育つ場 すれば可能なことも明記してほし 定管理者が入所決定を行なってい 及び機会の拡充 いです。 ます。 障害児の入所を含め、それぞれ の学童保育所(クラブ)において 入所状況等が違い、個別の説明等 が必要と考えますことから、本計 画での明記は行わないものと考え ます。 本市におきましては、大牟田特 基本方針4 特別支援学校においても、学校 教育の充実、ス に行けない自閉症の児童・生徒が 別支援学校で自閉症や様々な障害 ポーツ・文化芸 います。 に応じた指導等について研究し、 教職員の専門性が問われるとこ 術活動の振興 児童生徒の実態に応じた指導を行 ろかと思います。 4. 学校教育の充 っています。 市立の特別支援学校があること また、特別支援教育研修会等を開 実 は素晴らしいと思いますが、教職 催し、特別支援教育に関する専門性 員の専門性の積み上げが難しいの を高め、障害に応じたより適切な指 も現実です。 導を図るようにしています。 特別支援教育を専門として進ん 特別支援教育に関する教育課程 でいけるような異動のあり方を探 は、学習指導要領の趣旨に基づき、 各学校に於いて、児童生徒の障害 ることも含め、自閉症の子も安心 して通える教育課程編成をお願い の状態や特性等を十分考慮して編 します。 成しています。 また、一人ひとりの障害に応じ た「個別の指導計画」と「個別の 支援計画」を作成しており、今後 とも、個に応じたきめ細やかな指 導を行っています。 各学校における特別支援教育の 学校で作成する個別指導計画に 基づき、県教育委員会が組織する 充実のために、各学校の特別支援 教育担当者は、ことばの発達等、 専門家による巡回教育相談や本市 気になる子供さんがいれば、専門 通級指導教室との連携を図りなが の先生を付けて支援を行ってほし ら、各学校での指導の充実を図り ます。 ( )<sub>0</sub> 65 特別支援教育研修会だけでなく、 現在の県教育委員会が組織する 「特別支援教育をしているところ 専門家による巡回教育相談や本市 への専門家巡回」を加えてほしい。 通級指導教室との連携を図りなが 実際の子どもを見て、教育内容 ら、各学校での指導の充実を図り の指導をするに当たっての検査が ます。



できるような人を、年に何度か巡

回してください。

65		研修会は教師だけでなく、親の	特別支援教育に関する研修は、
		参加も加えてほしい。	毎年実施していますが、現在も内
		教師がどう研修しても、親、家	容に応じて、保護者や学校以外の
		庭も同じ視点で動かなければ効果   が薄いので、教師が研修したこと	関係機関へも参加を呼びかけて実
		か薄いので、教師が動物のだこと	施しています。   今後七 児達者が関係機関の比
		されることなることであることで	今後も、保護者や関係機関の皆
64	甘木古針1		様との連携を図ります。 高等部では、卒業後の社会生活
64	基本方針 4   教育の充実、ス	大牟田特別支援学校高等部は自   力通学が入学条件となっており、	の中で自立して社会参加をしてい
05	ポーツ・文化芸	カ通子が八子来件となっていり、   自力通学できなければ、進学をあ	くために生活面・学習面での幅広
	が一ク・文化会	さらめなければならない現状があ	へんめに生る歯・子音曲との幅点   い体験をしていくことをねらいと
	4. 学校教育の充	とうめんけんはみようないほれんかの	して、自力通学を原則としていま
	実	ひなす。   生徒の障害の程度や家庭の状況	す。
	失   5. 学校等のバリ	等によっては、自力通学が困難な	っ。   しかし、どうしても生徒の状況
	アフリーの充実	現状があることを理解いただき、	や保護者の状況等で自力通学が困
		全ての生徒に十分な教育の機会を	難な場合には、個別に、生徒の状
		提供するための環境整備として、	況等を見ながら、バス運行委員会
		自力通学という入学条件を見直し	での協議も踏まえ、慎重に検討し、
		(廃止)して、スクールバスでの	対応していきます。
		通学ができるようにしてくださ	
		い。(18件)	
65	基本方針 4	医療受診は、知的障害や自閉症	本市の特別支援学校等での健康
	教育の充実、ス	のある児童生徒にはとても難しい	診断を学習の場としてとらえ、そ
	ポーツ・文化芸	ものですが、定期的な経験を積み	の前段として、医療受診の模擬体
	術活動の振興	重ねることで、安心してできるよ	験等(DVDや絵カード等を使っ
	4. 学校教育の充	うになります。	た事前指導等)を取り組んでいま
	実	知的障害や自閉症のある児童生	す。
		徒が、安心して医療機関を受診で	今後とも、養護教諭や特別支援
		きるようにするために、特別支援	教育に携わる教職員を中心に、D
		学校・学級の学習の場で、医療受	VDや絵カードによる健康診断の
		診の模擬体験を期限を明確にして	事前指導の在り方等について研修
		早急に実施してください。(15	を実施し、絵カード等を用いたよ
		件)	り適切な受診模擬体験等の指導の
	甘木古外人	   大牟田市の特別支援教育支援員	充実を図ります。
	基本方針 4   教育の充実、ス	7 1 - 1 - 13:552 4:55371 32 4:553	特別支援教育支援員の配置は、多人数で学習する通常学級に在籍
	教育の元美、ス	は、特別支援学級には活用できな   い決まりがありますが、近隣の市	する発達障害等の児童生徒を基本
	が一つ・文化会	では、特別支援学級にも活用され	9る元建學音等の元重王促る基本   に配置することになっており、就
	5. 学校等のバリ	ています。	学指導委員会の判断を基に行うこ
	アフリーの充実	特別支援学級の児童・生徒の在	ととしております。
		籍数が多くても少なくても、マン	
		ツーマンでの指導が必要な時が多	
		くあると思います。	
		大牟田にこの決まりがあるのは	
		なぜなのか、理由を知りたいです。	
		(2件)	*todatedostatistististis
1	•		



66	基本方針4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 7. スポーツ・文化芸術活動の振興	ぶれあい共室やサンアビ等を利用した身体障害者のサークル等や、地域の方々との軽スポーツ講座等が実施されていますが、知的障害のある人たちのサークル、スポーツ教室はありません。 知的障害者の専門指導員を配置したサークルやスポーツ教室を開始し、当事者の選択肢を増やし、体験する機会を増やしてください。	サン・アビリティーズおおむたで開催している軽スポーツ講座等には身体障害のある人だけではなく知的障害のある人も多く参加されておられます。 いただいたご意見は参考とさせていただきます
67	基本方針5 雇用と就労の充 実、経済的自立 の支援 2. 本市の障害者 雇用の推進	障害者が一般就労しても、そのことが経済的自立を促さないということがあり、それは、最低賃金の特例があるからです。 公的機関において、実際に障害者雇用をモデル事業として進めてほしいと思っています(図書館、公民館等)。	本市の障害者雇用の推進に当たっては、多様な任用形態の活用により、様々な障害のある人の雇用の確保を図ります。
71	基本方針 7 コミュニケーションの支援 2. 情報・意思疎通の支援の充実	発達障害者の支援のあり方について検討後、モデル事業をお願いします(話し合い、通達で終わらない取り組みを)。 また、発達障害啓発週間において、本市独自の取り組みをお願いします(佐賀市では行われています)。	発達障害者の支援のあり方については、障害者自立支援協議会のプロジェクト会議において、ご提案の趣旨も踏まえながら、検討を進めていきます。
		重点事業には、聴覚障害者のことのみ記載され、視覚障害者に対するコミュニケーションの支援は何も記載されていません。 視覚障害者に対して、どのような対策を打つかこそ重点事業ではないでしょうか。「視覚障害者に対しては、適切な対策を講じる」とか何とかの表現があってしかるべきではないでしょうか。	障害種別に関わらずコミュニケーションの支援は、障害のある人の情報保障としてとても重要なことと認識しています。いただいたご意見は、情報・意思疎通の支援の充実の中で、参考とさせていただきます。
		聴覚障害者扱いにはなっていなくても、難聴の方(手話はできない)が困っていると聞くので、この問題について、何らかの記述が必要ではないでしょうか。	いただいたご意見につきまして は、障害者施策を進めるにあたっ ての参考とさせていただきます。



7.4	<del>+++</del>	りからロブロウムシュー・・	
74	基本方針9 行政サービス等 における配慮 1. 市役所等における配慮及び障害者理解の促進等	外から見て障害がわかる人への 合理的配慮は、わかりやすいと思 いますが、発達障害(特にASD) の人に対しては、定型発達者の論 理を押し付けてしまいがちです。 障害一般と十把束ねて考えるの ではなく、個々の障害に寄り添っ た、適切な合理的配慮を推進して ください。 障害者差別解消法に基づく合理	合理的配慮は、発達障害のある 人を含む全ての障害者に対するも のであります。いただいたご意見 は参考とさせていただきます。 合理的配慮については、正しい
		的配慮について、研修を実施する とともに、市内の障害者施設や就 労継続支援事業所、地域活動支援 センター等で実習、研修等を行い、 直接、障害児・者の支援を行って ください。 実際に支援をして初めて、合理 的配慮がわかるのではと思いま す。	理解と様々な視点からの理解が必要と考えており、障害者団体や事業者等との意見交換を行い、市職員等の障害に対する理解の促進を図ります。
	基本方針 9 行政サービス等 における配慮 2. 選挙における 配慮	27、53ページで成年後見制度に言及している以上、平成25年6月30日施行の成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律について言及すべきである。それを踏まえた対応についても、加筆すべきではないか。	平成25年7月以降に公示・告示された選挙から成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。本市においても、直近の参議院議員通常選挙(平成25年7月)及び衆議院議員総選挙(平成26年12月)において、対象者となる有権者の方には投票入場券を郵送し、投票のご案内を行っております。これらは、法律に基づくものであることから記載していないものです。
ページ の記載 なし		アンケート結果について、分析がなされていないと感じました。 結果から、どのような障害者の暮らしが見えてきたのか、市としてどうとらえたのかがわかりませんでした。 次回は、障害種別に、進んでいるところ、進んでいないところ、 もう少し念入りな分析をよろしくお願いします。	分析が不十分とのご意見については真摯に受け止め、今後の計画 策定に当たっての参考とさせていただきます。



#### (3)その他の意見・要望等

下記については、今後の参考とさせていただきます。

- ・親がいても介護できなくなった場合、親も一緒に入所できる施設ができることを要望します。
- ・重曳障害者(36歳男性、知的)の母です。常に本人の見守りをしていますが、突然、夜間などに家を飛び出し、広島や山口などの遠方に行くことがあります。そこまで車で迎えに行き、帰ってくるまで疲れも不安もあり、同行してもらう事業を作ってほしいと思います。
- ・障害児が成長して、思春期に差しかかる頃、小児科から内科への移行が行われます。しかし、 ただでさえ難しい思春期に、これまで成長過程を診てきてくださったDr.が交代することは不 安が大きく、なかなかうまくいかないことが多いです。この移行をスムーズにするための対策 をお願いします。
- ・ふれあい共室では障害児のイベント参加ができますが、治療効果のあるトランポリン、水泳、 音楽あそび、体操など、ふれあい共室とは別に、ふれあいやリハビリテーションの場を2回/ 月、年中開催してほしい。治療する行政の場所がないです。
- ・教育委員会で毎年実施中の就学指導委員会は、親子での待ち時間も長く、子どもの障害の特性 や種類に応じて日程を考えていただくよう、お願いします。
- ・自閉症の市立小学校に通っている子どもの付き添いを家族等が行ってきましたが、仕事を休んだり、抜けなければなりません。 職員を増員すれば、自閉症の子どもも一人で登校できるようになるのではないかと思います。
- ・12月の障害者週間期間中、市の職員会館内で障害者施設で作った製品の展示・販売を行いましたが、訪れた職員が少なかった。もっと関心を持っていただきたい。
- ・せっかく帝京大があるので、帝京大の教授、生徒に学校などへ専門家としてアドバイスを常に 受けることができる体制の構築を促進してください。
- ・自立した生活とは何であろうか。サービス内容の充実、その人に必要なサービス利用量、手当等の充実を図り、安心・安全な生活を送っていける社会は、全ての弱者に対して生きやすい社会です。



# 5 障害福祉サービスの内容

障害福祉サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入 浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合 的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、 移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を 回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立訓練	(機能訓練)身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。 (生活訓練)知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では企業やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、 施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助(グループホーム)	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談 や日常生活上の援助を行います。



障害福祉サービス名	内容
	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、
施設入所支援	日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の
	介護などを提供します。
+□≡\/ <del></del> +¤	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成、事
相談支援	業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。
	児童福祉施設等において、障害のある児童に対し、日常生活
児童発達支援	における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適
	応訓練等を行います。
	授業終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の
   放課後等デイサービス	施設において、障害のある児童に対し、生活能力の向上のため
川は味度等ナイリーに入	に必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行いま
	す。
	専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、障害児以外
保育所等訪問支援	の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行
	います。
	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、日帰
医療型児童発達支援	りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指
	導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
   福祉型児童入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、
個は主力量が対文域	知識・技能の付与を行います。
   医療型児童入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、
区原主/1星/V/1又1及	独立生活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。
   移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、社会参加のための外
1940人及于木	出の支援を行います。
	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の
   日中一時支援事業	支援が必要な障害のある人に対し、障害福祉サービス事業所等
	において活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日
	常的な訓練等の支援を行います。



## 6 用語解説

ア行	
愛情ねっと	情報配信登録をした人に、大牟田、荒尾、南関地域の安心安全情報 をパソコンや携帯電話にメール配信するサイトのことです。
意思疎通支援	障害者と障害のない人の意思疎通を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等で規定された、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度です。
一般就労	民間企業等で、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係により 働くことです。
医療保護入院者	入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意 入院を行う状態にない者を対象として、本人の同意がなくても、精神 保健指定医の診察及び保護者の同意があれば入院させることができる 入院制度のことです。
ウェブアクセシビリ ティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でもインターネット上の必要 とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。
NPO	Nonprofit Organization の略。継続的、自発的に社会活動を行う、 営利を目的としない組織・団体のことです。
大牟田市災害時等要 援護者支援制度 (ご近所支え合いネット)	災害が起きたときなどに自分だけでは避難したり身を守るのが難しくて、誰かの手助けが必要な人(要援護者)の住所や名前、支援が必要な体の状態などをあらかじめ市に登録し、その情報を支援していただける人や地域の団体と共有することで、万が一のときに孤立しないようにするための制度です。
大牟田市障害者就労 施設等からの物品等 調達推進方針	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組むため、障害 者優先調達推進法第9条の規定に基づき、本市の調達目標等を定めた ものです。



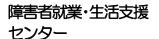
カ行	
ן דער	
共生社会	障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会のことです。
グループホーム	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常 生活上の援助を行う施設です。
ケアマネジメント	支援を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源を活用したケアプラン(個々の状況に応じ、サービスの必要性を把握・評価して作成する支援計画)を作成し、適切なサービスを受けられるように調整する方法です。
権利擁護	生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでは なく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにする という本人の自己実現に向けた取り組みのことです。
高次脳機能障害	一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その 後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認 知障害等のことです。
工賃	障害のある人を支援する施設や事業所等で福祉就労に従事する利用者に支払われるお金のことです。施設の生産活動によって得た収入は、必要経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することとされています。
交通バリアフリー基 本構想	施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしている構想です。この構想に基づき面的なバリアフリー化を推進することによって、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を通じて、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくことにつながります。
合理的配慮	障害者権利条約で定義された新たな概念です。障害者の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障害者の個別・具体的なニーズに配慮するためのものです。 また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した又は過度の負担」を課すものではありませんが、 障害者が必要とする合理的配慮を提供しないことは、差別とされます。
こころの健康相談	地域における心の健康づくり推進体制の整備の一環として、自殺を 防ぐための相談体制の一つです。



サ行	
サポートノート	特別な教育的支援の必要な子どもが一貫した継続性のある支援を受けることができるように、保護者(または本人)が主体となって作成・保管するものです。
児童福祉法	「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」(第1条第1項)、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」(第1条第2項) ことが規定され、その時々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで 児童福祉の基盤として位置づけられている法律です。
自閉症	自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障害のことです。
就労継続支援 B 型事業所	一般企業などで働くことの難しい障害のある人が、事業所等で働きながら、知識や能力を身につけるための実習や、雇用契約を結ばずに働ける事業所のことです。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な 知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことです。
手話通訳者	手話を用いて聴覚障害者と聴覚障害を持たない者とのコミュニケ ーションの仲介・伝達等をする人のことです。
障害者基本計画	障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、国が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。
障害者基本法	障害者の自立と社会参加支援等のための施策の基本となる事項等が定められており、障害者の福祉増進を目的としています。障害者の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障害者のための基本的な計画の策定が義務づけられています。



## 障害者虐待防止法 障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を 禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を 現に養護する人(擁護者)に対して支援措置を講じることを定めた法律 です。 障害者権利条約 一般的義務として、障害を理由とするいかなる差別(合理的配慮 の否定を含む。) もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本 的自由を完全に実現することを確保し、促進すべきことを定めると ともに、身体の自由、拷問の禁止等の自由権的権利及び教育、労働 等の社会権的権利について締約国がとるべき措置を定めている条約 です。 障害者雇用促進法 雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場 で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供 義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に応じ、精神 障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じている法律 障害者の雇用割合が高く、かつ、障害者の雇用に関して積極的に 障害者雇用優良事業 職業安定機関を利用し、障害者の雇用が安定している事業所のこと 所 です。 障害者差別解消法 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度 の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔て られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社 会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目 的としている法律です。 障害者週間 従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして毎年12月 3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」としています。「個 人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利 を有する」こと、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他 あらゆる分野の 活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言すると ともに、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別すること その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかに



しています。

就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、 雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連携調整等を積極的に行いながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を 一体的に行う機関です。

# **障害者総合支援法** 地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害 保健福祉施策を講じることを定めた法律です。



障害者自立支援協議 会	障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関です。関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
障害者優先調達推進 法	障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律です。
障害福祉サービス	個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われるサービスのことです。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。
小規模多機能型居宅介護事業	要介護者の居宅、サービスの拠点への通い、短期間の宿泊によりサービスを提供する事業です。拠点では、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が持つ能力に応じ、居宅で自立した日常生活を営むことができるようにします。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のことです。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に規定する一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害の程度(1級~6級)を認定し、同法に定める更生援護を受けることのできる人であることを称する手帳で、県知事が交付するものです。
精神障害者保健福祉 手帳 	1995年(平成7年)に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態(1級~3級)にあると認められたときに交付される手帳のことです。
精神保健福祉法	精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。障害者総合支援法とともに、精神障害者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うこと、精神疾患の発生の予防や、国民の精神的健康の保持及び増



成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。
早期療育	障害を早期に発見、療育を行うことにより、障害の軽減、社会適応能力の向上等を期待することができます。早期発見のためには、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びその後の精密検査を行う等受診の機会の確保に努めています。
相談支援事業所	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる ように相談支援事業を実施している事業所です。

タ行	
デイサービス	在宅障害者(児)に対し、通所により、創作活動・機能訓練・入浴・給食サービスを提供することにより、障害者(児)の自立と社会参加を促進するサービスです。
「第2次ウエルネス おおむた21(大牟田 市健康増進計画)」	健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画として「健康で心ふれあうまち大牟田」の実現を目指し、子どもから高齢者までの全ての市民が、その生涯を通じて生き生きと充実した生活を営むことができるように定めた計画です。
地域移行支援	入所施設に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービスです。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便 宜を供与する障害者総合支援法上の施設です。地域の実情に応じ、市 町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能となってい ます。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者等に対して、当 該障害者等との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じ た緊急の事態等において相談その他の便宜を供与するサービスです。
特別支援学級	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている 小学校・中学校の学級のことです。(平成 18 年度まで特殊学級)



特別支援学校	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力
	を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障害の
	種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている
	学校のことです。(平成 18 年度までは盲学校・聾学校・養護学校)
特別支援教育	従来の特殊教育(盲・聾・養護学校、障害児学級等)の対象だけで
	なく、学習障害、高機能自閉症等を含めて、障害のある児童生徒の自
	立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、
	適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介
	助や、LD(学習障害)の児童生徒に対する学習支援、ADHD(注意
	欠陥多動性障害)の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサ
	ポートを行う人のことです。

## 十行

· 13	
難病	法律上、医学上の定義はありませんが、行政として取り上げる疾病
	の範囲としては、原因不明、治療法未確立、後遺症を残す恐れの少な
	くない疾病のことです。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみ
	ならず介護等に著しく人手を必要とするため、家族の負担が重く、ま
	た精神的にも負担の大きい疾病です。
日常生活動作(ADL)	「食事」「排泄」「入浴」「衣服の着脱」「家の中の移動」といった日
	常の生活動作のことです。
日常生活用具	障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められる
	もの、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、
	社会参加を促進すると認められる用具のことです。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち就学前の子どもに育児教育・保育を提供す
	る機能を備えた施設です。地域における子育て支援を行う機能を備え、
	認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定
	を受けることができます。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れ
	るような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社
	会であるとの考え方です。



# ハ行

発達障害 	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症 状が通常低年齢において発現するものと定義されています。
発達障害者支援センター	自閉症等の特有な発達障害を有する自閉症児(者)等に対する支援を総合的に行う地域の拠点です。自閉症等に関する各般の問題について、本人及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、地域の総合的な支援体制の整備を推進します。
パブリックコメント	施策に関する基本的な計画、条例案の策定や改正、廃止に当たり、それらの素案の趣旨や内容等を公表して、広く住民から意見を求め、出された意見を考慮して計画等の決定を行うとともに、出された意見の概要やそれに対する市の考え方等を公表する一連の手続きのことです。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁 (バリア) となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語です。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。
福岡県福祉のまちづ くり条例	高齢者や障害者等が他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを取り除いていこうという「バリアフリー」の考え方を基本理念に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児をつれた人等をはじめすべての県民が日常生活、社会活動をしていく上でのバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済等あらゆる分野の活動に自らの意思で参加できる、いきいきとした地域社会を築くことを目的とした条例です。
福祉的就労	企業等に就職することが困難な障害のある人が、障害のある人を支援する施設や事業所等において生産活動を行うことです。
福祉ホーム	障害者が、家庭環境や住宅事情等により、住居を求めている場合に、 就労に必要な日常生活の安定を確保し、その社会参加の促進を図る施 設です。



ふれあい共室	子どもたちが学校という場を離れ、世代をこえた人々や背景の異なる人々とのふれあいを通して、障害のある人に対する理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むことを目的に実施している大牟田市 交流教育地域推進事業の一つです。
防災行政無線	災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、 いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があるため、 国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段 の確保を目的として構築したシステムです。
法定雇用率	身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障害者雇用率)を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものです(平成30年3月までは、精神障害者の雇用義務はありませんが、雇用した場合は雇用率の算定に含まれます)。
ホームヘルパー	障害者(児)等の家庭を訪問して、入浴・食事等の介護や調理・洗濯等の家事を行う人のことです。
ボランティア	社会福祉を含む広い分野で民間の奉仕活動に、自発的に携わる人々のことをいいます。

マ行	
まなびのカタログ	学習活動のきっかけづくりや気軽に学習活動に取り組めるように、
	講座やイベントの情報を公開しているカタログです。

ヤ行	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処す
	るとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、
	障害の有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々
	が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。
要約筆記者	手話取得の困難な中途失聴者や、難聴者等の依頼を受けて文字によ
	るコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人のことです。



# ラ行

ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞ れの段階です。
リハビリテーション	心身に障害のある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力 を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術です。医学 的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがあります。
療育手帳	知的障害のある人や子どもが一貫した指導・相談を受けられるようにつくられたもので、児童相談所及び障害者更生相談所において知的障害と判断された人に、県知事から交付される手帳のことです。



### 大牟田市障害者計画(平成27年度~31年度)

発行:大牟田市保健福祉部 福祉課

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2663 FAX 0944-41-2664

Eメール fukushi01@city.omuta.lg.jp

発行日: 平成 27 年 3 月

